

# 土木学会北海道支部功労賞授与規定

(平成10年4月 制定)

(総 則)

第 1 条 土木学会北海道支部功労賞（以下「功労賞」という。）の授与はこの規定による。

第 2 条 功労賞は、長年にわたり土木学会北海道支部並びに北海道の土木技術の発展に顕著な貢献をしたと認められるものの中から選ばれる。

(選考委員会)

第 3 条 功労賞を選考するために、土木学会北海道支部功労賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）をおく。

2. 選考委員会は委員5人以内をもって構成する。

3. 委員は支部所属の会員の中から支部長が委嘱し、その任期は1年とし、再任は妨げない。

4. 選考委員会の委員長は、委員が互選する。

(賞の決定、表彰の時期・方法)

第 4 条 功労賞は商議委員会において決定し、表彰は支部通常総会において賞状および副賞を授与して行う。